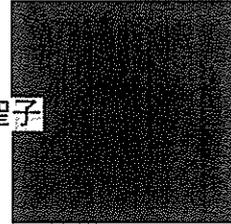


諮問第2040号
平成29年9月27日

情報通信審議会
会長 内山田 竹志 殿

総務大臣 野田 聖子



諮問書

下記について、別紙により諮問する。

記

気象レーダーの技術的条件

諮問第 2040 号

気象レーダーの技術的条件

1 諮問理由

気象レーダーは、降水分布や風向・風速等の気象状況を広範囲に観測するものであり、現在では、その観測結果を基にした気象予報や災害情報は、国民に広く提供され、国民生活の安心と安全に役立っている。また、ゲリラ豪雨や大規模な水害の増加等を背景に、気象レーダーにより得られる情報の重要性が更に高まっている。

従来から主に国の機関によって運用されている 5 GHz 帯及び 9.7 GHz 帯の気象レーダーは、従来の電子管型から、狭帯域かつ低出力で安定性の高い固体素子型への移行に併せてパルスの送信方法等が多様化している。また、主に民間気象会社により、小型かつ可搬型の気象レーダーとして、9.4 GHz 帯を使用した実験試験局が運用されているが、今後、自治体等による導入も想定され、実用局への移行の要望が高まっている。

これらの動向等に対応し、気象予報業務や災害対策においてよりの確な観測を可能とするためには、各周波数帯における同一システム間及び他システムとの共用条件を含めた気象レーダーの技術的条件を明らかにすることが必要である。

このため、気象レーダーの技術的条件について諮問を行うものである。

2 答申を希望する事項

気象レーダーの技術的条件

3 答申を希望する時期

平成 30 年 6 月頃（9.4 GHz 帯の一部答申）

4 答申が得られた時の行政上の措置

関係省令等の改正に資する。